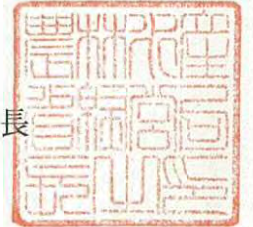


27 経営 第 1068 号

平成 27 年 7 月 14 日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

農林水産省経営局長



農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について

- 1 農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策については、6月19日に開催された官邸の農林水産業・地域の活力創造本部において、別添の「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」に基づき改善策を進めることについて同本部として確認されました。また、これら改善策については、6月30日に閣議決定された日本再興戦略（改訂2015）にも反映されたところです。
- 2 つきましては、各都道府県・機構において、農林水産業・地域の活力創造本部において確認された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」に基づいて、別紙の改善策を速やかに講じていただき、農地中間管理機構を早急に軌道に乗せ、確実に実績を上げていただきますようお願いいたします。
- 3 改善策の実行状況については、8月31日までに別紙様式1により、管轄する地方農政局長へ報告していただきたいと思っております。なお、報告の内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請することもありますので、御承知おき願います。
- 4 また、8月以降、毎月、平成27年度末（28年3月末）時点での実績見込み等を別紙様式2により御報告いただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。



## 機構を軌道に乗せるための改善策

- 1 機構の役員体制について、法律が求める「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること」となるよう、農業法人経営者、指導農業士、企業経営者の団体等とよく相談し、ノウハウのある方々がチームとして参加していただく形で再構築を行ってください(27年度上半期目途)。また、新たな役員体制の下で、今年度の機構の活動方針を決定し、役員名簿(経営能力を有する者か分かるようにすること)とともに公表してください(27年度上半期目途)。
- 2 機構の現地職員及び委託先の市町村等の職員など、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者を質・量ともに十分に配置し、その体制を公表してください(27年度上半期目途)。
- 3 機構が、受け手となる担い手農業者、新規参入希望者等と定期的(毎月又は隔月)に意見交換を行い、その結果(特に意見交換を踏まえて改善した点など)を公表してください(27年度上半期開始)。
- 4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況(本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等)を毎年度調査・公表してください(27年度上半期目途)。また、機構理事長や都道府県幹部が市町村長と面談し、機構事業への積極的協力を要請してください。
- 5 都道府県から市町村に対して以下の事項について要請してください(27年度上半期目途)。
  - ① 人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなった場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すこと。
  - ② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。
  - ③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。
- 6 機構の役員・本部職員が、現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先の市町村等の担当者等と定期的に(毎月)打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理してください(27年度上半期開始)。

- 7 都道府県知事や機構理事長は、自らが前面に立ったPRを展開することなどにより、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないように管理されることなどの、機構のスキームを周知徹底してください（27年度上半期開始）。
- 8 都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、予算の要望・配分・実行に関し、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携して下さい（27年度上半期開始）。
- 9 都道府県・機構は、市町村等と連携し、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）による色分けした電子地図を活用して、各地域での話合いを効果的に進めてください（27年度上半期開始）。
- 10 その他、以下の事項に引き続き留意して事業を推進して下さい。
  - (1) 機構、予算措置、地域での話合いの3つを適切にリンクさせて成果を上げること。
  - (2) 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
  - (3) 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。
    - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域など）
    - イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
    - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
    - エ 基盤整備事業からのアプローチ

機構を軌道に乗せるための改善策の実施状況の報告

○ ○ 県  
 ○ ○ 県農地中間管理機構

機構を軌道に乗せるための改善策	改善策の実行状況
<p>1 機構の役員体制について、法律が求める「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者である」と認められることとなるよう、農業法人経営者、指導農業者、企業経営者の団体等とよく相談し、ノウハウのある方々がチームとして参加していただく形で再構築を行ってください(27年度上半期目途)。                  また、新たな役員体制の下で、今年度の機構の活動方針を決定し、役員名簿(経営能力を有する者か分かるようにすること)とともに公表してください(27年度上半期目途)。</p>	<p>(注) 公表済み又は公表予定の役員名簿(様式A)、活動方針を添付。</p>
<p>2 機構の現地職員及び委託先の市町村等の職員など、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者を質・量ともに十分に配置し、その体制を公表してください(27年度上半期目途)。</p>	<p>(注) 公表済み又は公表予定の担当者の体制(様式B)を添付。</p>
<p>3 機構が、受け手となる担い手農業者、新規参入希望者等と定期的(毎月又は隔月)に意見交換を行い、その結果(特に意見交換を踏まえて改善した点など)を公表してください(27年度上半期中開始)。</p>	<p>(注) ① 既に意見交換を実施し、結果を公表している場合は、当該結果を添付するとともに、主な意見を踏まえた改善点を記載。                  ② 今後実施する場合は、実施スケジュールを記載。</p>
<p>4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況(本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等)を毎年度調査・公表してください(27年度上半期目途)。                  また、機構理事長や都道府県幹部が市町村長と面談し、機構事</p>	<p>(注) ① 既に公表している場合は、公表内容(様式C)を添付。                  ② 今後実施する場合は、実施スケジュールを記載。                  ③ 機構理事長や都道府県幹部による市町村長との面談の実施状況を記載。</p>

業への積極的協力を要請してください。

- 5 都道府県から市町村に対して以下の事項について要請してください(27年度上半期別途)。  
 ① 人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなった場合には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すこと。  
 ② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。  
 ③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。
- 6 機構の役員・本部職員が、現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先の市町村等の担当者等と定期的に(毎月)打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理してください(27年度上半期開始)。
- 7 都道府県知事や機構理事長は、自らが前面に立ったPRを展開することなどにより、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身も借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないように管理されることなどの、機構のスキームを周知徹底してください(27年度上半期開始)。
- 8 都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、予算の要望・配分・実行に関し、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携して下さい(27年度上半期開始)。
- 9 都道府県・機構は、市町村等と連携し、農地情報公開システム(通称：全国農地ナビ)による色分けした電子地図を活用して、各地域での話し合いを効果的に進めてください(27年度上半期開始)

(注) 各市町村毎の、市町村への要請日時、これを踏まえた各市町村の対応状況を記載。

(注) 打合せの実施状況(日時、概要等)及び今後の予定を記載。

(注) 都道府県知事や機構理事長による周知の実施状況、実施方法(媒体)、今後の予定を記載。

(注) 連携のための具体的な取組内容や、実際に連携することとなった地区数、更なる連携に向けた今後の予定を記載。

(注) 本システムを活用して具体的に話し合いを進めている地区数を記載。

始)。

- 10 その他、以下の事項に引き続き留意して事業を推進して下さい。
- (1) 機構、予算措置、地域での話合いの3つを適切にリンクさせて成果を上げること。
  - (2) 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパ―」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
  - (3) 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。
    - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ (農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分ない地域など)
    - イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
    - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
    - エ 基盤整備事業からのアプローチ

## 農地中間管理機構の役員体制

【H27.3末時点】

16名

9名

役職	常勤・非常勤の別	氏名	現(前・元)職名	H27年度継続又は退任の別	経営に関する実践的な能力を有する者	
					該当者には ○印	実務経験有りと判断した経歴等
理事長	常勤	AA AA		継続		
理事	非常勤	BB BB		退任		
理事	非常勤	CC CC		退任		
理事	非常勤	DD DD		退任		
理事	非常勤	EE EE		継続		
理事	非常勤	FF FF		継続	○	(株)○○産業 経営者
理事	非常勤	GG GG		継続	○	(株)○○バス 監査役
理事	非常勤	HH HH		継続	○	農業法人経営者(野菜○ha)
理事	非常勤	JJ JJ		継続	○	農業法人経営者(果樹○ha)
理事	非常勤	KK KK		継続	○	農業経営者(県内女性農業者のリーダー)
理事	非常勤	LL LL		継続	○	農業法人経営者(大根○ha)
理事	非常勤	MM MM		継続	○	林業経営者(漁業経営者又は酪農・畜産経営者)
理事	非常勤	NN NN		継続		
理事	非常勤	OO OO		継続	○	農業法人経営者(水稲○ha)
監事	非常勤	PP PP		継続		
監事	非常勤	QQ QQ		継続	○	公認会計士事務所 経営者

【27年度新規(予定を含む)】

4名

4名

理事	非常勤	RR RR	○○県法人協会理事	4月～	○	農業法人経営者(水稲○ha)
理事	非常勤	SS SS	(株)○○代表取締役	4月～	○	企業経営者
監事	非常勤	TT TT	○○県指導農業士協議会理事	7月～	○	農業法人経営者(水稲○ha)
監事	非常勤	UU UU	○○県女性農業組織連絡協議会理事	7月～	○	農業経営者(県内女性農業者のリーダー)

## 現場でコーディネート活動を行う担当者の体制

合計15名 新規10名 継続5名 (前年は合計〇名)

担当する市町村・地域	氏名	H27年度継続 又新規の別	現(前・元)職名	機構職員又は機構から 委託した職員の別 ※委託の場合は委託先	連絡先
〇〇市全域	AA AA	継続	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	BB BB	継続	元〇〇県農業公社職員	機構職員	
〇〇市全域	CC CC	継続	元〇〇県農業公社職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	DD DD	継続	〇〇市農業委員	農業委員	
〇〇市全域	EE EE	継続	〇〇町農業委員	農業委員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	FF FF	新規	元〇〇JA〇〇課長	JA職員	
〇〇市全域	GG GG	新規	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	HH HH	新規	元〇〇市農林課長	市町村職員	
〇〇市全域	JJ JJ	新規	元〇〇町農林課長	市町村職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	KK KK	新規	元〇〇農園 代表	市町村職員	
〇〇市全域	RR RR	新規	元〇〇ファーム(株) 代表取締役	機構職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	LL LL	新規	元〇〇県〇〇普及センター職員	市町村職員	
〇〇市全域	MM MM	新規	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	NN NN	新規	元〇〇県〇〇普及センター職員	機構職員	
〇〇市全域	OO OO	新規	〇〇営農組合 代表	機構職員	







27年度 農地中間管理機構実績見込み

単位: ha

都道府県名	平成26・27年度 合計年間集積 目標面積	〇月末時点の実績(1年目を含めた累計)			28年3月末の見込み(1年目を含めた累計)		
		機構の 借入面積	機構の 転貸面積	うち、新規 集積面積	機構の 借入面積	機構の 転貸面積	うち、新規 集積面積

※ 当該報告については、翌月の10日までに提出願います。

別添

農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について

---

初年度の実績からみた問題点	機構を軌道に乗せるための方策	(補足事項)
<p>1 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化          法時代の時代から大きく変わって、地          域農業のデベロッパとして自覚が十分          でなく、またそれにふさわしい役員等の          体制になっていないところが多い。</p> <p>(1) 機構の役員は、県庁OBやJA関係者が多数を          占めている実態にあり、旧農地保有合理化法          人時代と比べて意識改革が不十分。</p> <p>農地中間管理機構は、法律上、「役員の過          半数が、経営に関し実践的な能力を有する者          であると認められること」とされているが、          ・ 役員構成は、全都道府県合計566人中、          企業経営者36人、農業法人経営者23人等          にとどまっている。          ・ 企業経営者も農業法人経営者も役員に          なっていない県が17県。</p> <p>① したがって、客が来るのを待っている「不          動産屋」でなく、地域農業の将来をデザイ          ンしていく「デベロッパ」としての意識          が十分でない。</p> <p>② 民間のノウハウも活用されていない。</p> <p>機構・県の自己評価でも、民間ノウハウ          の活用が不十分とされているところが、機構          ・県ともに5割。</p>	<p>機構を軌道に乗せるための方策</p> <p>1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的          な意識改革と役員等々の体制整備を求め          る。</p> <p>全都道府県で、機構を軌道に乗せるべく、真          剣に取り組んでもらうため、</p> <p>① 初年度（平成26年度）の実績をもとに、各          都道府県の機構をランク付けし、公表する。          このランク付けは、毎年度実施する。</p> <p>② 各県・機構に対し、2年目（27年度）に機          構事業を確実に軌道に乗せるよう要請すると          ともに、実績を上げた県について各般の施策          について配慮する仕組みを検討する。</p> <p>③ 機構に対し、法律に則した役員体制の再構          築を行い、新体制の下で、2年目の活動方針          を決定し、役員名簿（経営能力を有する者が          分かるようにする）とともに公表するよう、          要請する。</p> <p>④ 機構に対し、質・量ともに十分な現地で農          地集積のコーディネートを行う担当者の配置          を行い、その体制を公表するよう、要請する。</p>	<p>施策についての配慮の仕組          みについては、今後時間をか          けて検討することとしたいま          す。</p> <p>農業法人経営者、指導農業          企業経営者の団体、子一ム          と相談していただき、こと必          ず参加していただくことが          要です。</p>

(2) 現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置が十分でない。

〔 機構・県の自己評価でも、現場のコーディネート活動を行う職員等の体制が十分とされているところが、機構・県ともに3割のみ。 〕

〔 市町村に対するアンケート調査の結果、現場のコーディネート活動を行う職員等の体制が十分と回答した市町村は2割のみ。 〕

- ・ 機構が現場のコーディネート活動を行う職員の活動状況を把握していると回答した市町村は3割のみ。

(3) 結果として、機構が軌道に乗っているとは言えない。

〔 アンケート調査の結果、市町村のうち、機構が軌道に乗っていないと回答した市町村が8割。 〕

- ・ 農業者（法人・指導農業者）のうち、機構が軌道に乗っていないと回答した農業者が8割。

(4) なお、機構としての体制整備が相当進んでいる県であっても、各地域の人・農地プラン等の話合いの熟度等との関係で、数字の面で成果があるのにある程度時間の時間がかかるとを考慮する必要がある。

⑤ 機構に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と定期的に（毎月又は隔月）意見交換を行い、その結果を公表するよう、要請する。

2. 人・農地プラン（市町村が作成）など、地域において、まとまった農地を機構貸し出す方向での話合いが進んでいないところが多い。

(1) 地域内の農業者等の話合いが十分行われず、人・農地プランが、人・農地問題の解決のため本格的なプランになっていないところが多い。

人・農地プランには、スーパーL資金の無利子化や青年就農給付金の交付などのメリット措置があり、このためだけに人・農地プランを作成している地域もある。

アンケート調査の結果、

- 市町村のうち、多くの地域で本格的な人・農地プランになっているとの回答が3割、
- 一部の地域で本格的な人・農地プランになっているとの回答が3割、
- 本格的なプランになっていないとの回答が4割。
- 市町村のうち、人・農地プランを農地流動化に活用しているとの回答は4割のみ。
- 農業者のうち、本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答は3割のみ。

2. 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。

(1) 市町村・農業委員会の真剣な取組を促すため、

① 市町村毎の人・農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を、県が毎年度調査の上、公表する。

② 市町村に対し、人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなつた場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すよう、要請する。

③ 市町村に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うよう、要請する。

④ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村に対し、農業者に対するアンケート調査を再度行い、結果を公表するよう、要請する。

平成24年度以降これまでに行つたアンケートの結果では、多くの地域では、  
・ 総論として、将来は担い手が不十分で耕作放棄地が増大するとしながら、

各論では、自らの経営は現状どおりと  
する結果となっており、  
まずは総論としての地域の将来への危機感  
を共有し、自らの経営についてもそれに即し  
て考えてもらうことが必要。

⑤ 今回の農業委員会改革で創設される「農地  
利用最適化推進委員」を活用して、農地の出  
し手の掘り起こしを行う。(平成28年度から  
順次施行)

(2) 機構や県が各市町村等の人・農地の状況を  
十分把握していない。

〔 機構・県の自己評価でも、各市町村等の  
人・農地の状況を十分把握していないとこ  
ろが、機構の6割、県の5割。〕

〔 アンケート調査の結果では、市町村のう  
ち、機構が市町村に丸投げとの回答が6割。〕

(3) 農地の出し手・地域に対する補助金が、機  
構への貸付けの拡大には貢献しているもの  
の、地域の話し合いの促進や担い手への農地集  
積への貢献度が弱い。

〔 任意組織としての集落営農(これも担い  
手としてカウント)を法人化することで、  
所有者→集落営農(任意組織)の作業委託を  
所有者→機構→集落営農(法人)のリースに  
変更しているケースがある。〕

推進委員設置前は農業委員に  
対応していただく必要があります。

県・機構と市町村・農業委員  
会・その他委託先の十分な連携  
が必要です。

28年度予算からの適用に向け  
て検討を進めています。



3. 農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない。

(1) 農地所有者のリース先はあくまで農地中間管理機構であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にもならない仕組みであるが、まだ、この趣旨が十分に徹底していない。

〔アンケート調査の結果によれば、受け手である担い手農業者には機構の周知は8割程度進んでいるが、出し手への周知は必ずしも十分でないといと見られる。〕

(2) 自分が耕作しなくても、他人に農地を貸すことについての心理的抵抗感がある。

(3) 転用を期待して、農地を貸すことに対して消極的になっている。

3. 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付けのインセンティブを強化する。

(1) 県知事や機構理事長が前面に立ったPRを展開するなど、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないよう周知管理されることなど、機構のスキームを周知徹底する。

(2) 固定資産税など農地に係る負担について、耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討する。

(3) 農地転用利益の地域農業への還元などについて、検討を進める。

〔現在、農村振興局において「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を行っているところであり、28年度中を目前に中間取りまとめの予定。〕

昨年の税制改正要望の際の経緯も踏まえて、28年度税制改正に向けて検討を進めています。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携が十分でない。

- 平成26年度の農地整備予算については、平成25年11月末までの地域要望に対し予算配分を行ったため、平成26年3月に法律が施行された農地中間管理機構を意識した配分が行われなかった。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携のための仕組みを構築する。(措置済み)

- ① 昨年10月21日付けの、経営局長・農村振興局長連名通知で、「農地整備予算については農地中間管理事業のモデル地区内の事業を優先して配分することとした。  
今後、機構がらみの地域への配分を更に高める。

この結果、27年度には、関連公共予算(566億円(本格的な基盤整備事業)341億円、簡易な基盤強化基盤整備事業)341億円、簡易な基盤整備事業である「農業基盤整備促進事業」225億円)のうち、3割が機構がらみの地域に配分される見込み。

- ② 27年度からは、農地中間管理機構のみを対象に簡易な基盤整備を行う「非公共」の「農地耕作条件改善事業」(100億円)を創設した。

農地整備予算の配分について農地整備事業担当部局任せにせず農地中間管理機構担当部局と十分な連携をとることが必要です。

県・機構と土地改良区との連携(業務委託も可)も重要です。

同上

5. 農地集積・集約化に向けた地域の農業者等の話し合い等のベースとなる農地情報の電子地図システムが整備されていない。

5. 農地情報の電子地図システムを構築する。  
(措置済み)

平成25年度補正予算により、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）を構築した。

- ① 機構・市町村等に対し、色分けした電子地図を活用して各地域での話し合いを効果的に進めるよう、要請する。
- ② システムが整備されたことを全国レベルで大きくPRし、新規参入希望者を含め、関係者の関心を高める。

## 6. その他

### (1) 優良事例を横展開する。

- ① 各県から優良事例を集めて、優良事例集を作成し、公表する。
- ② 26年度に続き、全県・全機構を集めて、優良事例についての研修会を行う。

### (2) 引き続き、各県・機構に、以下を強く要請する。

- ① 機構、予算措置、地域での話し合いの3つを適切にリンクさせて成果をあげることに努める。
- ② 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパ」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
- ③ 現場でコーディネートに当たる職員等の体制（質・量）を充実させること。
- ④ 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。  
ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上げが起きている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分ない地域など）  
イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応

ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約  
化ニースへの徹底対応  
エ 基盤整備事業からのアプローチ

(3) 食料・農業・農村基本計画でも明示された  
担い手への各種施策の集中の方針を堅持する。